

広島県告示第六百九十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十二年八月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

府中町

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成二十二年一〇月四日	午前一〇時～午後三時三〇分	府中町立府中公民館
平成二十二年一〇月五日	午前一〇時～午後三時三〇分	府中町立府中南公民館

四 所在場所における定期検査（ひょう量1トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成二十二年一〇月四日、 平成二十三年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

社団法人 広島県計量協会